

大阪府立労働センター管理運営要綱

共同事業体 エル・プラン

平成24年1月20日

大阪府立労働センター管理運営要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、指定管理者である共同事業体エル・プランが大阪府立労働センター条例（以下「条例」という。）及び条例施行規則（以下「規則」という。）の規定に基づく大阪府立労働センター（以下「センター」という。）の管理運営及び指定管理者がセンター内に設置する施設（以下「設置する施設」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置する施設)

第2 設置する施設とは、プチ・エル、文化プラザ、ギャラリー、講師準備室、ホール控室、キッズルームのことをいう。

(設置する施設の管理運営)

第3 設置する施設の管理運営は、センターの管理運営に準じて行うものとする。

(開館時間)

第4 開館時間は、規則第2条に定める午前9時から午後9時までとする。

(開館時間の変更)

第5 規則第2条ただし書の「特別の理由があると認めるとき」とは、天災その他の緊急事態が発生したときをいい、開館時間を変更する場合、大阪府（以下「府」という）の承認を得るものとする。

(休館日)

第6 休館日は、規則第3条に定める1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までとする。

(休館日の変更又は設定)

第7 規則第3条ただし書きの「特別の理由があると認めるとき」とは、次に掲げるとおりとし、府の承認を得るものとする。

- (1) 施設、設備等の点検及び改修工事等によりやむを得ないとき。
- (2) 天災その他の緊急事態が発生したとき。

(目的利用)

第8 条例第11条第3項第1号の「第1条の目的のために利用する場合」とは、労働者、労働組合、労働福祉団体及び国又は地方公共団体が、労働者、労働組合及び労働福祉団体

を対象として行う集会、催物等に利用する場合で次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 労働組合活動に必要な会合、労働組合員等の教養を向上するための研修又は労働組合が行う文化活動。
- (2) 別表 1 の労働福祉団体が労働者福祉のために行う研修会・懇談会等。
- (3) 別表 2 の国及び地方公共団体が労働者福祉のために行う研修会等。

(利用料金)

第 9 利用料金の額は、次のとおりとする。

- (1) センターの利用料金は、条例第 1 1 条第 3 項及び第 4 項に基づき、府の承認を得て定めるものとし、別表 3 の料金とする。
- (2) 設置する施設の利用料金は、府に届け出て定めるものとし、別表 4 の料金とする。

(利用申込み受付時期)

第 10 利用申込みの受付時期は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第 1 1 条別表第 1 に掲げる施設の利用申込み受付時期
 - ア 第 8 に掲げる利用又は大阪府の利用又は指定管理者が適当と認めた別表 5 に掲げる団体の利用の場合、利用しようとする日の属する月の 1 年前の月初めから。
 - イ ア以外の利用の場合、利用しようとする日の属する月の 10 か月前の月初めから。
- (2) 条例第 1 1 条別表第 2 に掲げる施設の利用申込み受付時期
 - ア 集会室の利用に係る場合、利用しようとする日の属する月の 1 年前の月初めから。
 - イ 駐車場の利用に係る場合、利用申し出の日。
- (3) 設置する施設の利用申込み受付時期
 - ア プチ・エル
利用しようとする日の属する月の 1 年前の月初めから。
 - イ 文化プラザ、講師準備室、ホール控室
第 10. (1) に準じる。
 - ウ ギャラリー
 - ① 6 日間利用（金曜日から水曜日）の場合は、利用しようとする日の属する月の 1 年前の月初めから。
 - ② 3 日間利用（金曜日から日曜日及び月曜日から水曜日）の場合は、利用しようとする日の属する月の 10 か月前の月初めから。
 - エ キッズルーム
センター（ただし、駐車場を除く。）又は設置する施設と併せて利用する場合に利用できるものとし、受付時期は、第 10. (1)、(2)ア、(3)ア、イに準じる。
- (4) 連続して利用する場合
 - ア 第 10. (1)ア及び(2)アの場合、利用しようとする第 1 日目の属する月の 1 年前の月初めから。

イ 第10.(1)イの場合、利用しようとする第1日目の属する月の10か月前の月初めから。

(利用申込み方法)

第11 センター及び設置する施設を利用しようとするもの(以下「利用申込者」という。)は、利用申込書を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

(利用申込み受付時間)

第12 利用申込み受付時間は、次のとおりとする。

- (1) 利用料金の支払いを伴わない申込みは、午前9時から午後9時まで。
- (2) 利用料金の支払いを伴う利用申込みは、午前9時から午後8時30分まで。

(利用申込み受付方法)

第13 利用申込み受付方法は、次のとおりとする。

- (1) 第10の月初めの場合、整理券を先着順に交付し、整理券番号順にくじを引き、若い数字の順番に利用受付を行う抽選方式とする。電話等での受付は、窓口受付が終了した後、電話受付順により行うものとする。
- (2) (1)以外の場合は、先着順とする。

(利用の承認)

第14 第11に規定する「承認」とは、利用申込者に、利用承認書を交付することにより行うことをいう。

(承認の基準)

第15 次の各号のいずれかに該当する場合には、利用を承認しないことができる。

- (1) 条例第3条第2項第1号
利用申込者がセンターの建物又は設備を損傷し、又は汚損するおそれがある場合。
- (2) 条例第3条第2項第2号
利用申込者がセンターを引き続き7日を超えて利用し、又は同じ月のうち7日を超えて利用しようとする場合。
- (3) 条例第3条第2項第3号
センターの利用が集団的、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる場合。(5)に規定する場合を除く。)
- (4) 条例第3条第2項第4号の「センターの管理上指定管理者が適当でないとする場合」
ア センターの利用の申込みに偽りがあった場合。
イ 他の利用申込者に危害を加え、若しくは不快の念を起こさせ、又はそのおそれがある場合。

(5) 条例第3条第3項

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になり、又はなるおそれがあると認められる場合は、センターの利用を承認しないものとする。

(利用料金の減免)

第16 次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金を減額し、又は免除することができるものとする。

(1) 規則第12条第1号

天災その他の緊急事態の発生により、避難し、待機する場所として、国又は地方公共団体がセンターを利用する場合は、免除することができる。

(2) 規則第12条第2号

身体障害者手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている者が運転し、又は同乗する自動車についてセンターの駐車場を利用させる場合は、センターを利用したときに利用料金を免除することができる。

(利用承認の取消し等)

第17 利用申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止させることができる。

(1) 条例第4条第1号

センターの利用の申込みに偽りがあったとき。

(2) 条例第4条第2号

他の利用申込者に危害を加え、若しくは不快の念を起こさせ、又はそのおそれがあるとき。

(3) 条例第4条第3号

センターの建物若しくは設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあるとき。

(4) 条例第4条第4号

センターの利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。

(5) 条例第4条第5号

条例若しくは条例に基づく規則の規定又は利用の承認に係る条件に違反したとき。

(6) 条例第4条第6号の「センターの管理上支障があると認められるとき」

ア センター内で許可なく物品の販売、宣伝、寄付行為を行ったとき。

イ センター内で許可なく壁、柱等にポスター、看板、旗、懸垂幕その他これらに類するものを掲示し、又は貼り付けたとき。

ウ センター内で許可なくプラカード、旗、横断幕等を掲出し、又はヘルメット、ゼッケン等を着用し、他の来館者に不快の念を起こさせるとき。

エ センター内で公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

(入館の制限等)

第18 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を禁じ、又は退館を命じることができる。

(1) 規則第14条第1号

他の利用申込者に危害を加え、若しくは不快の念を起こさせ、又はそのおそれがある者。

(2) 規則第14条第2号

センターの建物若しくは設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがある者。

(3) 規則第14条第3号

指定管理者の許可を受けないで、寄付金の募集、物品の販売、商品、行事等の宣伝その他これらに類する行為をした者。

(4) 規則第14条第4号の「センターの管理上支障があると認められる者」

ア センター内で許可なく壁、柱等にポスター、看板、旗、懸垂幕その他これらに類するものを掲示し、又は貼り付けた者。

イ センター内で許可なくプラカード、旗、横断幕等を掲出し、又はヘルメット、ゼッケン等を着用し、他の来館者に不快の念を起こさせる者。

ウ センター内で公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められる者。

(利用料金の納付時期)

第19 第9に定める利用料金のうち、室料及び冷暖房料にあつては当該利用申込みの際に、それ以外の利用料金にあつては該当利用日において納付させるものとする。

ただし、国、地方公共団体及び指定管理者が認める団体が利用する場合にあつては、利用日以降15日以内に納付することを認めることができるものとする。

(冷暖房期間)

第20 別表3及び別表4の冷暖房料を徴収する利用時期は、冷房期間については、6月から9月までとし、暖房期間については、12月から翌3月までとする。

(利用承認日の変更)

第21 利用申込者から現に承認を与えている利用日(以下「利用日」という。)の変更の申し出があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合には、1回に限り、利用日の変更の承認を行うことができる。

ただし、利用日が、変更の申し出があつた日(以下「変更申し出日」という。)から4日以内(大ホール、プチ・エル、ギャラリーの場合にあつては1か月以内)であるときは、変更の承認を行わないことができる。

(1) 利用日が、変更申し出日から5日以上1か月以内(大ホール、プチ・エル、ギャラリーの場合にあつては1か月を超えて3か月以内)であるときは、利用日から1か月以内(大ホール、プチ・エル、ギャラリーの場合にあつては3か月以内)の日までで

変更を認めることができる。

- (2) 利用日が、変更申し出日から1か月を超えて3か月以内（大ホール、プチ・エル、ギャラリーの場合にあつては3か月を超えて6か月以内）であるときは、利用日から3か月以内（大ホール、プチ・エル、ギャラリーの場合にあつては6か月以内）の日までで変更を認めることができる。
- (3) 利用日が、変更申し出日から3か月（大ホール、プチ・エル、ギャラリーの場合にあつては6か月）を超えているときは、変更申し出日から申込可能の日までで変更を認めることができる。
- (4) ギャラリーについては、6日間利用で申込後、それを取り消して、その6日間の中から3日間へ短縮する申し込みは認めないものとする。

（利用料金の還付）

第22 利用申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、規則第11条第2号の規定又は規定の準用により、既に納付されている利用料金のうち、それぞれ当該各号に定める額を還付することができるものとする。

- (1) 大ホール、プチ・エル、ギャラリーの利用に係る場合
 - ア 利用申込者が利用の日の6か月前までに申込みを取り消したとき、利用料金に相当する額。
 - イ 利用申込者が利用の日の3か月前までに申込みを取り消したとき、利用料金の5割に相当する額。
- (2) 大ホール、プチ・エル、ギャラリー以外の利用に係る場合
 - ア 利用申込者が利用の日の3か月前までに申込みを取り消したとき、利用料金に相当する額。
 - イ 利用申込者が利用の日の1か月前までに申込みを取り消したとき、利用料金の5割に相当する額。
- (3) 前条の規定に関わらず、利用承認日の変更を1回行ったあとの還付は行わないものとする。

（利用承認施設の変更）

第23 利用申込者から、現に承認を与えている利用施設（以下「利用施設」という。）の変更の申し出があつたときは、次の各号により利用施設の変更の承認を行うことができる。

- (1) 利用施設の利用料金に比べ、高額な施設に変更する場合は、差額を徴収して承認するものとする。
- (2) 利用施設の利用料金に比べ、低額な施設に変更する場合は、差額の返還は行わず、承認のみを行うものとする。ただし、還付可能期間内においては、利用を取り消して新たな申し込みを行った場合の利用料金と既納付の利用料金とを比較して、低額となる方を採用することとする。

(利用承認時間の変更)

第24 利用申込者から、現に承認を与えている利用時間（以下「利用時間」という。）の変更の申し出があったときは、次の各号により利用時間の変更の承認を行うことができる。

- (1) 利用時間の利用料金に比べ、高額な時間に変更する場合は、差額を徴収して承認するものとする。
- (2) 利用時間の利用料金に比べ、低額な時間に変更する場合は、差額の返還は行わず、承認のみを行うものとする。ただし、還付可能期間内においては、利用を取り消して新たな申し込みを行った場合の利用料金と既納付の利用料金とを比較して、低額となる方を採用することとする。

(仮予約)

第25 電話、窓口等での仮予約については、仮予約を受けた日から1週間以内に申込み手続きをとるように通知するものとする。ただし、利用までに7か月以上（目的外利用にあつては5か月以上）の期間がある仮予約については、1か月以内に申込手続きをとるように通知することができる。

(利用条件)

第26 センターの利用にあたっての条件は次のとおりとする。

- (1) センターの備品等の配置を変えた場合や装飾等を行った場合、利用終了後は、原状に復すものとする。
- (2) 建物、設備又は備品を損傷し、又は汚損した場合は、速やかに指定管理者に連絡し、その指示に従うものとする。
- (3) 会議等の開催にかかる来館者整理や警備は、利用申込者の責任において行うものとする。
- (4) 所定の場所以外での喫煙はできないものとする。
- (5) ゴミは原則として持ち帰るものとする。
- (6) 官公署へ届け出が必要な場合は、利用申込者が自ら行うものとする。
- (7) 利用にあたっては、支障がない限り、原則30分前に当該室の鍵を利用申込者に貸し出すこととする。
- (8) 利用申込者が後片付けのために部屋を使用するときは、最大15分間、延長を認めるものとする。ただし、後の利用に支障のある時及び閉館時間を超えての利用はこの限りではない。
- (9) 利用申込者は、センターを利用するにあたり、事前に資料等（1利用団体につき段ボール3箱程度）を送付することができ、指定管理者はこれを使用日まで保管するものとする。
- (10) 集会室を除く施設内で、アルコールを伴う飲食はできないこととする。
- (11) 駐車場の利用時間は午後9時までとするが、利用申込者が退館するまで柔軟に対応することとする。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月20日から施行する。

別表 1

要綱 第8(2)による目的団体

(財)大阪労働協会
大阪府職業能力開発協会
(財)西成労働福祉センター
(財)大阪生涯職業教育振興協会
(社)大阪府雇用開発協会
(社)大阪労働者福祉協議会
(財)大阪社会運動協会
大阪技能士会連合会
大阪府中小企業労務改善集団連合会
(社)おおさか人材雇用開発人権センター
大阪ILO協会
(社)国際経済労働研究所
(財)労働安全衛生研修所
近畿労働金庫
大阪労働者住宅生活協同組合（労住生協）
(独)産業安全研究所
(独)産業医学総合研究所
(独)雇用・能力開発機構
(財)産業雇用安定センター
(独)高齢・障害者雇用支援機構
(財)21世紀職業財団
大阪府頸腕り病者の会（職業病関係団体）
大阪企業人権協議会

別表 2

要綱 第8(3)による目的団体

大阪府商工労働部 雇用推進室
大阪府総合労働事務所
大阪府立守口高等職業技術専門校
大阪府立芦原高等職業技術専門校
大阪府立東大阪高等職業技術専門校
大阪府立夕陽丘高等職業技術専門校
大阪府立南大阪高等職業技術専門校
大阪障害者職業能力開発校
大阪府労働委員会
厚生労働省 労働基準局
厚生労働省 職業安定局
厚生労働省 職業能力開発局
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局
厚生労働省 保険局
厚生労働省 年金局

別表 3 (第9(1)による利用料金)

(1) 会議室等の利用料金

区 分	室 名	室 料						冷暖房料	
		午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	全日		
南 ホ ー ル	南ホール	21,100	25,900	31,700	31,700	41,100	55,400	室料の額に0.2を乗じて得た金額	
会議室	第1会議室	大会議室	11,200	13,500	16,700	16,700	22,400		29,300
	第2会議室	708	10,300	12,700	15,600	15,600	20,800		27,300
	第3会議室	709	9,700	11,800	14,300	14,300	19,200		25,400
	第4会議室	606	9,000	11,000	13,500	13,500	18,100		23,900
	第5会議室	701	5,400	6,600	8,100	8,100	11,100		14,400
	第6会議室	604 501 504	3,600	4,400	5,400	5,400	7,400		9,600
	第7会議室	704 705 706 707 601 602 603 608 503	1,800	2,200	2,700	2,700	3,700		4,800
講習室	第1講習室	南102	7,400	9,100	11,200	11,200	14,800		19,500
	第2講習室	南101 南103	5,700	6,700	8,500	8,500	11,400		14,900
	第3講習室	南72	4,500	5,800	6,900	6,900	9,200		12,400
	第4講習室	南73 南74	3,500	4,300	5,100	5,100	7,100		9,300
	第5講習室	南71 南75	2,800	3,500	4,300	4,300	5,900		7,600
研修室	大研修室	研修室2	7,100	8,800	10,700	10,700	14,200		18,700
	第1中研修室	研修室1	3,700	4,600	5,700	5,700	7,500		9,800
	第2中研修室	研修室3	3,500	4,300	5,100	5,100	6,900		9,100
	小研修室	研修室4	2,500	3,000	3,700	3,700	4,900		6,400
その他	視聴覚室	視聴覚室	12,400	15,000	18,400	18,400	24,600		32,400
	講師控室	講師控室	1,000	1,300	1,700	1,700	2,200		2,900
区 分		通 常 の 室 料							準備又はリハーサルのために利用する場合の室料
		午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	全日		
大ホ ール	土曜日、日曜日又は休日	26,100	52,200	79,700	79,700	105,700	120,600	通常の室料の額に0.7を乗じて得た金額	
	その他の日	21,800	43,500	65,900	65,900	88,200	100,800		
楽 屋	第 一 楽 屋	2,000	2,500	3,000	3,000	4,100	5,200		
	第 二 楽 屋	1,200	1,600	2,000	2,000	2,700	3,600		
	第 三 楽 屋	970	1,200	1,600	1,600	2,100	2,800		

別表 4

要綱 第9による利用料金

【プチ・エル】

練習利用	午前(9-12)	午後(13-16)	夜間(17-21)	午前午後(9-16)	午後夜間(13-21)	全日(9-21)
平日	9,000円	9,000円	12,000円	18,000円	21,000円	30,000円
土日祝	10,800円	10,800円	14,400円	21,600円	25,200円	36,000円

発表会(無料)利用	午前(9-12)	午後(13-16)	夜間(17-21)	午前午後(9-16)	午後夜間(13-21)	全日(9-21)
平日	13,500円	13,500円	18,000円	27,000円	31,500円	45,000円
土日祝	16,200円	16,200円	21,600円	32,400円	37,800円	54,000円

発表会(有料)利用	午前(9-12)	午後(13-16)	夜間(17-21)	午前午後(9-16)	午後夜間(13-21)	全日(9-21)
平日	18,000円	18,000円	24,000円	36,000円	42,000円	60,000円
土日祝	21,600円	21,600円	28,800円	43,200円	50,400円	72,000円

設備費	音響設備	セット料金	2,000円 (マイク3本以上) (個別利用可)
	照明設備		1,000円

※個別料金	音響設備項目	数量	料金
	拡声装置	一式	800円
	CD&MDデッキ	1台	200円
	録音デッキ (CDライター)	1台	200円
	効果機器 (エフェクトプロセッサ)	1台	300円
	マイク	1台	100円
	コンデンサーマイク	1台	200円

※設営、進行、調律等は別途費用が必要。

【文化プラザ】

会議室利用

時間帯	午前(9-12)	午後(13-17)	夜間(18-21)	午前午後(9-17)	午後夜間(13-21)	全日(9-21)
目的料金	7,100円	8,800円	10,700円	10,700円	14,200円	18,700円
目的外料金	14,200円	17,600円	21,400円	21,400円	28,400円	37,400円

※冷暖房料金は府立労働センター条例を準用。

ギャラリー利用

料金	期間	金額	備考
6日間料金	金～水	168,000円	
3日間料金	金～日	89,600円	土日は平日1日の1割増し
	月～水	84,000円	168,000円÷6日×3日

【ギャラリー】

第1ギャラリー（目的料金）

期 間		料 金	備 考
6日間	金曜日～水曜日	116,100円	
3日間	金曜日～日曜日	62,090円	
	月曜日～水曜日	58,050円	116,100円÷6日×3日
1日	土曜日・日曜日	21,370円	
	平 日	19,350円	

第1ギャラリー（目的外料金）

期 間		料 金	備 考
6日間	金曜日～水曜日	154,800円	
3日間	金曜日～日曜日	82,800円	
	月曜日～水曜日	77,400円	154,800円÷6日×3日
1日	土曜日・日曜日	28,500円	
	平 日	25,800円	

第2ギャラリー（目的料金）

期 間		料 金	備 考
6日間	金曜日～水曜日	72,000円	
3日間	金曜日～日曜日	38,400円	
	月曜日～水曜日	36,000円	72,000円÷6日×3日
1日	土曜日・日曜日	13,200円	
	平 日	12,000円	

第2ギャラリー（目的外料金）

期 間		料 金	備 考
6日間	金曜日～水曜日	96,000円	
3日間	金曜日～日曜日	51,200円	
	月曜日～水曜日	48,000円	96,000円÷6日×3日
1日	土曜日・日曜日	17,600円	
	平 日	16,000円	

貸出備品

	料 金
組み立てパネル	開催期間中 1枚2,200円
テーブルクロス	開催期間中 1枚1,300円

※1
作品等の展示可能時間は午前9時から午後7時までとする。

※2
ギャラリーの1日利用は、3日間利用に付随してのみ利用できることとし、利用しようとする日の属する月の10か月前の月初からの受付とする。

※3

作品の搬入・展示については、6日間利用及び3日間（金曜日から日曜日）の場合、利用前日の木曜日の午前9時から午後5時として、月曜日から水曜日までの3日間利用の場合は、利用前日の日曜日の午後5時から午後8時までもしくは、利用開始日の月曜日の午前9時からとする。

※4

作品の搬出については、6日間利用及び3日間（月曜日から水曜日）の場合、利用最終日の水曜日の午後5時までに、金曜日から日曜日までの3日間利用の場合は、利用最終日の日曜日の午後5時までに搬出を終え、退室することとする。

【講師準備室】

時間帯	午前(9-12)	午後(13-17)	夜間(18-21)	午前午後(9-17)	午後夜間(13-21)	全日(9-21)
目的料金	1,000円	1,300円	1,700円	1,700円	2,200円	2,900円
目的外料金	2,000円	2,600円	3,400円	3,400円	4,400円	5,800円

※冷暖房料金は府立労働センター条例を準用。

【ホール控室】

時間帯	午前(9-12)	午後(13-16)	夜間(17-21)	午前午後(9-16)	午後夜間(13-21)	全日(9-21)
目的料金	2,300円	2,900円	3,450円	3,450円	4,700円	6,000円
目的外料金	4,600円	5,800円	6,900円	6,900円	9,400円	12,000円

※冷暖房料金は府立労働センター条例を準用。

※キッズルームについては、室料設定はしない。

別表 5

要綱 第 10(1)アによる団体

社団法人日本産業カウンセラー協会
社団法人大阪労働基準連合会